

我孫子市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領新旧対照表

我孫子市現場代理人の兼務に関する事務取扱要領（平成24年制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(現場代理人の常駐義務緩和の要件)</p> <p>第2条 我孫子市が発注する工事の請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 当該工事の現場代理人が他の我孫子市が発注する工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、<u>次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは</u>、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</p> <p><u>(1)建設業法施行令第27条第2項が適用される場合に該当し、同一の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。このとき、当該主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件とする。</u></p> <p><u>なお、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連續性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、全ての工事現場が我孫子市内である場合において同一の建設業者が施工する場合をいう。また、この規定は監</u></p>	<p>(現場代理人の常駐義務緩和の要件)</p> <p>第2条 我孫子市が発注する工事の請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 当該工事の現場代理人が他の我孫子市が発注する工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、<u>次のアからオまでの全ての条件を満たす場合は</u>、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。</p>

理技術者には適用されない。

(2) 次のアからオの全ての条件を満たすもの。

アからオまで 略

- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、**前項第2号に**該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

アからオまで 略

- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、**前項に**該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとすることができます。

附 則（令和7年11月27日財資第676号部長決裁）

- 1 この要領は、令和7年11月27日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。